

# 株式会社レナウンに対する景品表示法に基づく措置命令について

平成23年2月24日  
消費者庁

消費者庁は、株式会社レナウン（以下「レナウン」という。）が、同社が取引先小売業者を通じて供給していた紳士用シャツの取引に係る表示について、景品表示法第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号（優良誤認）の規定に該当する表示を行っていた事実が認められたため、本日、同法第6条の規定に基づき、同社に対し、措置命令（別添参照）を行ったので公表する。

## 1 レナウンの概要

事業者名 株式会社レナウン  
所在地 東京都品川区西五反田八丁目8番20号  
代表者 代表取締役 北畑 稔  
設立年月 平成16年3月  
資本金 170億500万円（平成23年2月現在）

## 2 措置命令の概要


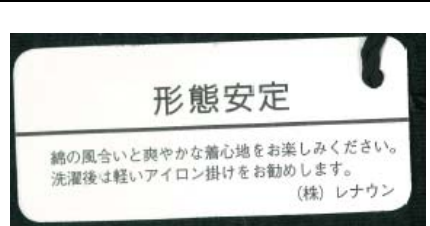

### (1) 違反事実の概要

#### ア 対象商品

レナウンが取引先小売業者を通じて供給していた「STUDIO by D' URBAN」と称するブランドの品番「38762006」の紳士用カジュアルシャツ

#### イ 対象となる表示

平成22年3月26日から同年5月19日までの間に行われた、対象商品の下げ札の表面における「形態安定」、裏面における「形態安定 綿の風合いと爽やかな着心地をお楽しみください。洗濯後は軽いアイロン掛けをお勧めします。」との、また、対象商品の包装袋に貼付されたシールにおける「形態安定」との表示。

対象商品の下げ札 【表面】	対象商品の下げ札 【裏面】	対象商品の包装袋に貼 付されたシール
		

#### 【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：會田、矢部、植木  
電話 03-3507-9233  
ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

ウ 調査結果

対象商品は形態安定加工が施されていたものではなかった。

前記イの表示は、対象商品には形態安定加工が施されていると一般消費者に誤認されるものであって、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである（関係法条：景品表示法第4条第1項第1号）。

(2) 命令の概要

ア 前記(1)イの表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

### (報告の徴収及び立入検査等)

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

### (権限の委任)

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2及び3 (省略)

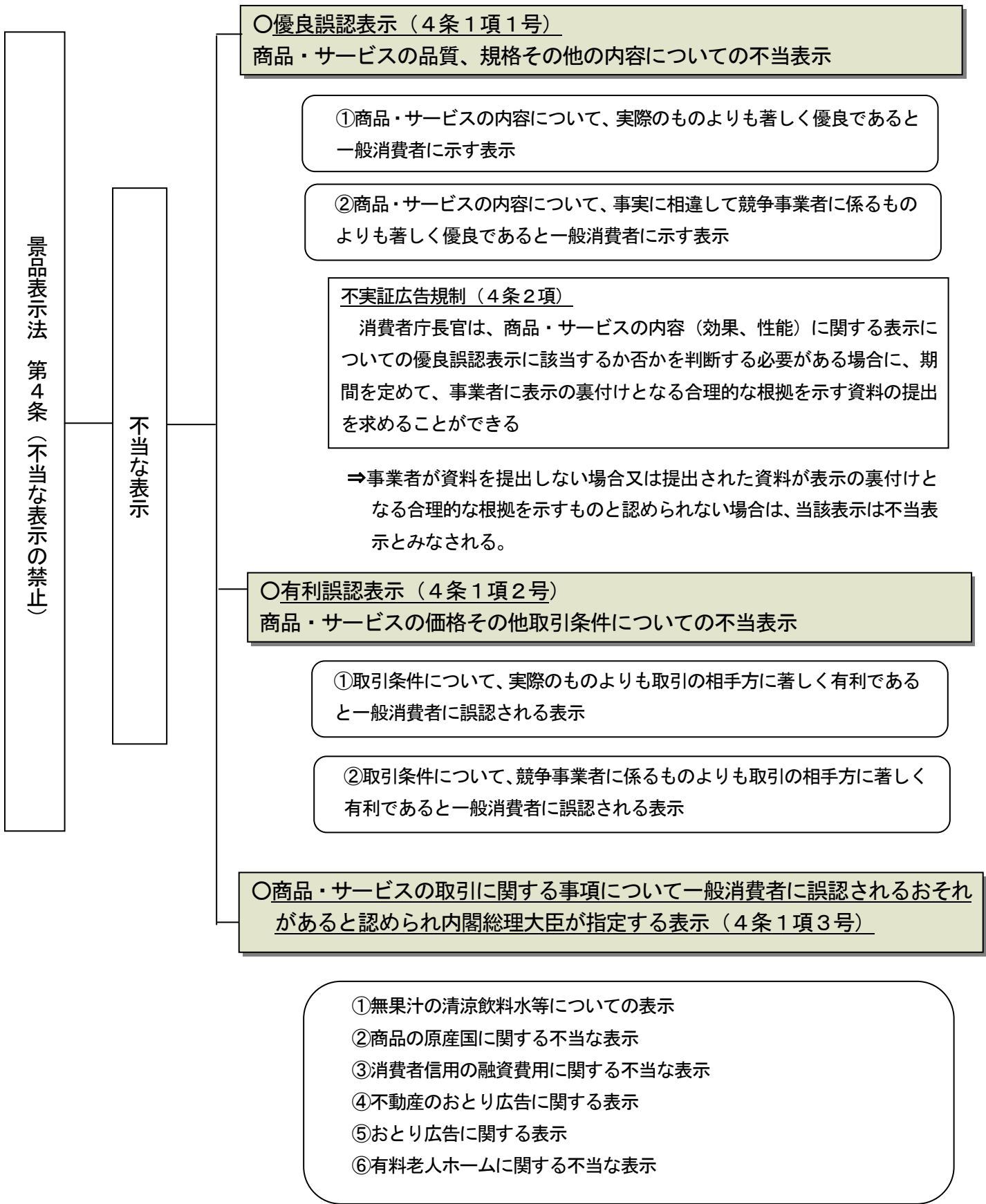
○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

(平成二十一年八月十四日政令第二百十八号)

### (消費者庁長官に委任されない権限)

**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第127号  
平成23年2月24日

株式会社レナウン

代表取締役 北畑 稔 殿

消費者庁長官 福嶋 浩彦

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が製造販売する「STUDIO by D' URBAN」と称するブランドの品番「38762006」の紳士用シャツ（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 措置命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が平成22年3月26日から同年5月19日までの間に取引先小売業者を通じて供給していた本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
  - ア 本件商品の下げ札の表面に「形態安定」と、裏面に「形態安定 綿の風合いと爽やかな着心地をお楽しみください。洗濯後は軽いアイロン掛けをお勧めします。」と、また、本件商品の包装袋に貼付されたシールにおいて「形態安定」と表示していたこと。
  - イ 実際には、本件商品は形態安定加工が施されていたものではなかったこと。
  - ウ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った公示及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

(1) 株式会社レナウン（以下「レナウン」という。）は、東京都品川区西五反田八丁目8番20号に本店を置き、衣料品の製造販売業を営む事業者である。

(2)ア レナウンは、本件商品を、平成22年3月26日から同年5月19日までの間に、取引先小売業者を通じて一般消費者に供給していた。

イ レナウンは、形態安定機能が施された商品について、委託先製造業者に下げ札及び商品の包装袋に貼付したシールを取り付けさせているところ、本件商品における当該下げ札及び商品の包装袋に貼付したシールの表示内容を委託先製造業者に委ねており、レナウンは、当該下げ札及び商品の包装袋に貼付したシールの表示内容を決定している。

(3)ア レナウンは、平成22年3月26日から同年5月19日までの間、本件商品の下げ札（別添写し1）の表面に「形態安定」と、裏面に「形態安定 綿の風合いと爽やかな着心地をお楽しみください。洗濯後は軽いアイロン掛けをお勧めします。」と、また、本件商品の包装袋に貼付されたシール（別添写し2）に「形態安定」と記載していた。

イ 前記アの表示に接した者は、本件商品は、形態安定加工が施されたものであると認識するところ、実際には、本件商品は形態安定加工が施されたものではなかった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、レナウンは、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

## 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示  
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申し立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示  
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起す

ることができなくなる。

(注2) 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

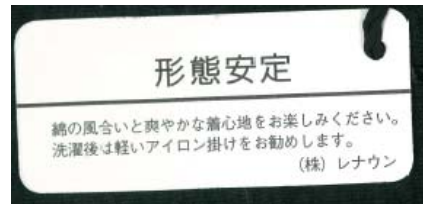


本件商品の下げ札

表 面



裏 面



別添写し2

本件商品の包装装に貼付されたシール

